

配 布 資 料	
資料No.	2
担当課	自治・地域振興課

## 総合事務所の時間外受付の見直しについて

### 1 見直し内容

- ・令和2年度から、時間外受付（平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とする。
- ・10 区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直を配置しない。

### 2 見直し後の対応方針

#### (1) 時間外における戸籍届等の手続き

- ・戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する3か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の居住区にかかわらず、これまでどおり手続きができる。

#### (2) 時間外における総合事務所宛での電話

- ・時間外受付を開設しない総合事務所にかかってくる電話は、時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎の時間外受付に自動転送し、転送先の当直が対応する。

#### <電話の転送先>

○安塚区及び大島区	⇒ 浦川原区総合事務所に転送
○大潟区及び吉川区	⇒ 柿崎区総合事務所に転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒ 板倉区総合事務所に転送
○頸城区、三和区及び名立区	⇒ 木田庁舎に転送

#### (3) 時間外における防災行政無線の放送

- ・災害時の避難情報の発令等の放送は、職員がこれまでどおり対応する。
- ・火災や停電の発生、クマ目撃等に関する放送は、総合事務所長の判断により、職員が登庁して対応する。

#### (4) 時間外における施設の防犯対策

- ・職員等が不在となる閉館（閉庁）後は、警備会社による機械警備を行う。

### 3 地域への説明状況

- ・本年5月から9月までの間に、町内会長や地区懇談会等で地域の方に見直しの案について説明し、意見や質問をいただいた。
- ・現在、10月から12月までの間に、これまでいただいた意見の内容を踏まえ、改めて市の方針案を説明中。

#### 4 見直しに伴う補正額

- ・機械警備の導入等に要する経費を増額するもの。

※12月補正予算で措置予定

(単位：千円)

項目	補正前	補正額	補正後
営繕修繕料	10,417	188	10,605
施設管理委託料	205,594	9,830	215,424
工事請負費	41,623	620	42,243
庁用備品購入費	20	184	204
合計	257,654	10,822	268,476

#### 5 今後の予定

- 令和2年 1月～2月 機械警備の導入に関する契約事務  
3月 広報等による市民、事業者等への周知  
機械警備の導入に向けた工事  
4月1日～ 見直し後の体制での時間外受付の開始